

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】

令和元年12月●日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10	組
	出席番号 A000001		
氏名	学校用 見本 (ガツウヨ ミン)		

* 99999901 #5999999

交付書類コード=F

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 選考結果について

	給付奨学金	貸与奨学金		
		併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金
要件確認等の内訳	国籍・在留資格等	○	○	—
	家計に関する基準	○	○	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—
	必要書類の提出	○	○	—
上記を踏まえた選考結果		候補者決定	候補者決定	—

注1 「要件確認等の内訳」右欄の「○」は、各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む。),「—」は対象外であることを表します。

注2 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件	支援区分：第I区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の 「国の教育ローン」 の申込：不要
申込時の 選択内容	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円 一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表(【本人保管用】裏面3.参照)に記載の()内の金額となります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます(「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります)。詳細は、「採用候補者のしおり」を確認してください。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(【本人保管用】裏面4.参照)の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

(注意事項)

- ① 本紙と併せて配付される「採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。

【進学後記入欄】

学籍番号	※学生証等が手元があり、学籍番号がわかる人は記入してください。		
学部・学科			
(フリガナ)			
氏名			
進学後の 連絡先 (本人)	住所	〒自宅から通学の場合は自宅住所を、 下宿先から通学の場合は下宿先の住所を書いてください。	
	電話 番号	固定電話をお持ちの方のみ 記入してください。	携帯 番号 採用候補者本人の携帯番号を記入してください。 ご自身の携帯がない場合は、 ご実家の電話番号を記入してください。

開設済の人はチェック、
未開設の人は開設後にチェックをしてください。

1. 奨学金振込口座について (全員次の口にチェック)

採用候補者本人名義の普通預金 (通常貯金) 口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの口にチェック)

進学届にて「自宅通学」を選択します (入学月において自宅通学となるため)。
 進学届にて「自宅外通学」を選択します (入学月において自宅外通学となるため)。
 ついては、入学月において自宅外通学であることの証明書類を添えて本紙を提出します。

いずれか1つにチェック

該当者は証明書類を忘れずに。

3. 貸与奨学金について

※証明書類とは、賃貸契約書や入寮許可書のことを指します。
(コピー可)

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込: 必要」
と印字がある人は、次のどちらかの口にチェック)

入学時特別増額貸与奨学金を利用します。
 ついては、本紙に次の2点の書類を添えて提出します。
 ① 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(本通知に同封の様式)
 ② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー
 (圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。)

入学時特別増額貸与奨学金を辞退します (必要書類が調べられなかった場合を含む)。

「国の教育ローン」の申込: 必要 該当者はいずれかにチェック

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口にチェック)

連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。
 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します (条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む)。

人的保証選択者のみ該当箇所をチェック

重要事項

1. 進学先について

採用候補者として進学して奨学金を利用できる学校（課程）は次のとおりです。

学校種別（課程）	給付奨学金	貸与奨学金
大学・短期大学	○※1	○
通信教育課程	○※1	×※2
専修学校（専門課程）	○※1	○
通信教育課程	○※1	×※2
高等専門学校（4年次）	○※1	×※2

※1 給付奨学金を受けられるのは、国・地方公共団体により、給付奨学金の対象校となることが確認された学校に限ります。
 なお、対象校の一覧は文部科学省のホームページで公表されていますので確認してください。

http://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

※2 予約採用の対象とはなっていませんが、進学後に奨学金を申込みことができます（在学採用）。

2. 進学時の必要手続きについて

進学時には本通知（【進学先提出用】）等の必要書類を進学先の学校に提出し、「進学届」を提出する必要があります。進学後の手続きや必要書類等の詳細については「採用候補者のしおり」にて確認してください。

3. 給付奨学金の支給月額について

給付奨学金の月額は表面2. の「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。

支援区分	大学・短期大学・専修学校（専門課程）				高等専門学校（4・5年生）			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

注1 進学先が通信教育課程の場合、次の金額（年額）が年1回振り込まれます。

第Ⅰ区分：51,000円、第Ⅱ区分：34,000円、第Ⅲ区分：17,000円

注2 「支援区分」は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

4. 貸与奨学金に係る留意点について

- ・ **日本学生支援機構の貸与奨学金は、奨学生となるあなた本人に返還の義務があるものです。将来、返還することを念頭に置きつつ、貸与を受けること自体の要否を含め、真に必要となる金額について、保護者の方等ともよく相談し、決定するようにしてください。**
- ・ **貸与奨学金を希望する方は、本機構ホームページ上の以下のページを参照してください。**
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henko/taiyo.html>
QRコードから該当ページを参照することもできます。



奨学金の種類・月額の区分	大学				短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校（4・5年生）				
	国公立		私立		国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第一種奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額以外の月額				50,000円				50,000円
			30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
第二種奨学金									20,000円
入学時特別増額貸与奨学金									20,000円
		20,000円 ～ 120,000円（10,000円単位）【月額】							
		100,000円 ～ 500,000円（100,000円単位）【一時金】							

注 給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与される月額が制限されます。

（奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に係る審査請求・処分の取消しの訴えについて）

- 1 本紙表面に記載の奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構（代表者 理事長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該裁決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

※ 「不採用」となった奨学金については、奨学生採用候補者として認められませんでしたので、今回の申込み（申請）においては奨学生としても採用されません。